

ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース，わんぱくコース） 委託事業者募集要項

1 募集の趣旨

ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース，わんぱくコース）は、「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」（平成28年3月策定）に基づき，妊娠期や親子を対象とした料理講習会を開催し，望ましい食生活の習得と実践を促し，家庭における主体的な食育を推進するものである。

今回の募集は，令和3年度ふれあいファミリー食セミナー事業におけるプレママ・パパコース及びわんぱくコースを実施していただく事業者を公募するものである。

2 委託事業の概要

次の委託事業を実施する事業者をそれぞれ1法人等ずつ募集する。

(1) 事業の名称

- ① ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）
- ② ふれあいファミリー食セミナー（わんぱくコース）

(2) 委託する業務

「業務仕様書」（別添1）のとおり

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 委託料の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ① 776,000円
- ② 1,552,000円

5 委託事業者選定及び委託契約締結までの流れ

令和3年	1月6日（水）	公募開始
令和3年	1月15日（金）	参加申請書，質問受付締め切り
	1月20日（水）	質問に対する回答
	1月27日（水）	企画書等提出書類受付締め切り
	2月上旬	プレゼンテーション（別途調整）
	2月中旬	委託候補者の決定，通知
	3月	業務開始に向けた準備・調整
	4月	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により，変更することがある。

6 応募資格

参加資格者は，次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 京都市内において，事業実施に十分な収容人数の調理実習施設を運営している法人等の団体であること（営利・非営利を問わない）。
- ② 京都市契約事務規則第4条及び第22条の規定に基づく競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（競争入札参加有資格者でない場合であっても，京都市競争入札等取扱要綱第2条第1

項に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。) であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- ③ 企画書等の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- ④ 団体の代表者及び役員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- ⑥ 本事業の趣旨を十分に理解し、委託業務を実施できる規模のスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること。
- ⑦ 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

7 応募手続き等

(1) 参加申請

- ア 受付期間 令和3年1月6日（水）から令和3年1月15日（金）午後5時まで（必着）
- イ 申請方法 参加申請書（様式第1号）を電子メール添付にて送信すること。また、電子メールの件名は、「ふれあいファミリー食セミナープロポーザル参加申請」とすること。
（電子メール以外は不可）
- ウ 提出先 E-mail kyoto-shokuiku@city.kyoto.lg.jp
（京都市健康長寿企画課健康長寿推進第二担当 宛）

(2) 企画書等の提出

- ア 提出書類 次の書類を提出すること。ただし、No. 5・6は、京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合のみ提出すること。

No.	提出書類	補足事項
1	誓約書	様式第2号

2	暴力団排除措置に係る誓約書	様式第3号
3	見積書	様式任意
4	企画書	別紙「企画書作成要領」に基づき作成
5	納税証明書 (国税等及び京都市税)	申請日前3箇月以内発行のもの
6	調査同意書 (水道料金・下水道使用料)	ホームページから様式 ¹ をダウンロードし、必要事項を記載し提出

- イ 提出部数 正本1セット 写し4セット 計5セット
 ※ 資料は、書面にて各1部ずつセットしてまとめ、ダブルクリップ等で仮止めし、5セット分提出すること。
- ウ 提出期限 令和3年1月27日(水)午後5時まで(必着)
- エ 提出先 〒604-8101
 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階
 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- オ 提出方法 郵送又は直接持参のいずれか
- カ 見積書について
 見積書の作成に当たっては、1回当たりの教室運営に係る経費×実施回数を明記し、教室運営に係る経費の内訳(人件費、食材料費、資料印刷費、保険料、消耗品費等)を記載してください。
 なお、参加者から実費徴収する食材料費は、見積書に含まないこと。

8 本件に関する質疑及び回答

(1) 受付期間

令和3年1月6日(水)から令和3年1月15日(金)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法

プロポーザルに関して質問を行う場合は、①団体名、②担当者所属及び氏名、③電話番号、④メールアドレス、⑤質問事項、を本文に記載のうえ、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「令和3年度ふれあいファミリー食セミナー事業委託に関する質問」とすること。(電子メール以外は不可)

(3) 提出先 E-mail kyoto-shokuiku@city.kyoto.lg.jp

(京都市健康長寿企画課健康長寿推進第二担当 宛)

(4) 回答方法

原則として、令和3年1月20日(水)までに、質問者全員に対して回答します。

9 選定方法

(1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。選定委員会は、以下の職員をもって構成する。

- ① 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長
- ② 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課担当課長

¹ 調査同意書(水道料金・下水道使用料) :

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/pdf/kyou05.pdf>

- ③ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課健康長寿推進第二係長
- ④ 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課母子保健係長

(2) プレゼンテーション

- ア 日時 令和3年2月上旬で、別途調整して通知する。
- イ 場所 健康長寿企画課内 会議室（仮）
(京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階)
※ 実施場所については、変更となる可能性があるため、別途通知する。
- ウ 方法
 - ・ 参加人数は3名以内とする。
 - ・ 説明 20分以内、質疑応答 10分程度
 - ・ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
 - ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された応募書類とする。
 - ・ パソコン及びプロジェクター等使用し、映写しながらプレゼンテーションを行う場合は、事前に本市に連絡し、許可を得ること。
 - ・ 説明は本業務に直接携わる者が行うこと。

(3) 審査基準

「受託候補者審査基準」(別添3)のとおり

(4) 審査結果

選定結果は、プレゼンテーション実施日から10日以内に郵送又は電子メールにより全応募者に通知する。

(5) 応募書類の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した書類を無効とし、選定の対象外とする。

- ① 「6 応募資格」に掲げる資格のない者が企画書等を提出した場合。
- ② 企画書等に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 企画書等に記載された当業務に関わる者が、契約締結後に当該当業務に従事できない場合。
ただし、やむを得ない事情がある者として、本市に認められた場合はこの限りではない。
- ④ 見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合。
- ⑤ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

(6) 留意事項

- ① プロポーザル参加に要する一切の費用(企画書作成費、交通費等)は、参加者負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。また、本市の指示に基づく場合を除き、差替え及び再提出には応じません。
- ③ 審査の経過等に関する問合せには一切応じられません。
- ④ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- ⑤ 本市が必要と認めた場合、追加書類を求める場合がある。
- ⑥ 提出書類については、本審査以外には事業者は無断で使用しません。
- ⑦ 書類提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション前日の午後5時までに担当者に連絡し許可を得ること。(原則としてプレゼンテーション当日の辞退は認めない。)

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- ① 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとする。
- ② 業務委託条件は、本要項に基づく企画書の提案内容を基にしますが、契約段階において、修正を求める場合がある。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。
- ③ 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。
- ④ 受託者は本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、本市が承認した場合はこの限りではない。
- ⑤ 選定から契約までの間に、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、選定を取り消すことがある。

11 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る経費が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

【提出先及び問合せ先】

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（担当：大西，東）

〒604-8101 京都市中京区柳馬場御池下る柳八幡町6 5 京都朝日ビル4階

電話：(075)222-3424 F A X(075)222-3416

電子メール：kyoto-shokuiku@city.kyoto.lg.jp